

# 児童扶養手当のお知らせ

— ひとり親家庭の自立を支援する手当です —

## 【支給要件(受給資格者)】

次に該当する児童(18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者)を監護し、かつ生計を同じくしている、ひとり親家庭の母または父、もしくは父母に代わって児童を養育している方。

- 父母が婚姻を解消(事実婚解消も含む)
- 父あるいは母が死亡または生死が不明
- 父あるいは母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級相当など)の状態
- 父あるいは母に1年以上遺棄されている
- 父あるいは母が法令により1年以上拘禁されている
- 婚姻によらないで生まれた

## 【支給制限】

- 受給資格者が、老齢福祉年金以外の公的年金や遺族補償を受給しているときや、対象児童が児童福祉施設に入所しているときは、手当を受けられません
- 受給資格者の前年分の所得が限度額以上の場合、一部あるいは全部が支給停止となります。また、生計を同じくする扶養義務者の前年分の所得が限度額以上の場合、全部が支給停止となります

## 【手当額(月額)】

受給資格者が監護・養育する子どもの人数、受給資格者や同居扶養親族の所得等で決められます。

- 対象児童1人目 9,850円～41,720円
- 対象児童2人目 5,000円加算
- 対象児童3人目以降 1人につき、3,000円づつ加算

## 8月分から

— 受給には申請が必要です —

## ひとり親家庭の父も支給対象に

- 7月31日までに左記支給要件に該当する方  
11月30日までに申請をすると、8月分から支給
- 8月1日から11月30日までに左記支給要件に該当する方  
11月30日までに申請をすると、要件に該当した日の翌月分から支給  
8月～11月分の支給は、12月です。なお、12月1日以降に申請すると、申請の翌月分から支給されます。

申請に必要なもの 受給資格者と児童の戸籍謄本のほか、支給要件により必要書類が異なりますので、事前に問い合わせ願います

市の父子手当を受給している方も、申請が必要です

## 【所得制限限度額】

扶養親族の人数	受給資格者		生計を同じくする扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき、38万円加算		

## 現況届の提出を忘れずに

受給中の方へ書類を送付していますので提出してください。

- 児童扶養手当現況届 提出期限 8月31日(火)  
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届書が届いている方は、現況届と一緒に提出してください
- 特別児童扶養手当所得状況届  
提出期間 8月11日(水)～9月10日(金)  
いずれも、届け出がない場合、8月以降の手当を一時的に受けることができなくなります。また、最終支払日から2年間届け出がない場合、手当の支払いを受けられなくなります。

## 特別児童扶養手当のお知らせ

20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を監護し、かつ生計を維持している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育(児童と同居、監護し生計を維持)している方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設に入所している時は支給されません。

また、受給資格者や同居扶養義務者の所得によっては、支給停止となる場合があります。

申請・問合先 市福祉課児童福祉係、北村・栗沢支所保健福祉課